

## マージン率等の情報提供について

## ① 派遣労働者数

0人

## ② 派遣先事業所数（実数）

0事業所

## ③ 令和2年度（令和2年8月1日～令和3年7月31日） 労働者派遣に関する料金の額の平均額

## ④ 令和2年度（令和2年8月1日～令和3年7月31日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

## ⑤ 令和2年度（令和2年8月1日～令和3年7月31日） マージン率

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者 1人 1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者 1人 1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者 1人 1日} \\ (8\text{時間}) \text{当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( 全ての派遣労働者 )  
当該労使協定の有効期間の終期 ( )

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 （注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別     | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|----------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練  | 雇入時                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 機器操作訓練   | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| 品質管理研修   | 待機中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| リーダー就任研修 | 待機中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |

## キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 管理部長 TEL 0456-39-5020 電話番号 06-6335-9101

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

社会保険や有給休暇・健康診断などの制度に加え、皆さんに安心して働いていただくために、労災保険に加入しています。

事業所名 J・システム株式会社 小田原営業所  
許可番号 派14-302901